

## 西宮市子育てバリアフリー施設（民間）登録基準

### （目的）

第1条 乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄ることができ、かつ、授乳やおむつ交換等ができる施設を西宮市子育てバリアフリー施設（以下「子育てバリアフリー施設」という。）として登録し、その所在を広く周知するとともに設置を促進することにより、安心して外出できる環境づくりを推進し、もって子育て支援に寄与することを目的とする。

### （登録の対象となる施設）

第2条 子育てバリアフリー施設として登録できる施設は、市内の民間施設のうち、次の各号のいずれかの設備等を備え、又は、取り組みを実施する施設（(1)又は(2)は必須、(3)から(8)の各号については任意）とする。無料提供を基本とし、有料の場合は登録時に明らかにするものとする。

- (1) 利用者が外部の目を気にせず授乳できる設備があること。
- (2) おむつ交換台、ベビーベッドその他これらに準ずる設備があること。
- (3) トイレのベビーチェアを備えていること。
- (4) 子ども用トイレを備えていること。
- (5) 子どもが遊ぶためのスペースを備えていること。
- (6) 幼児用ベビーカー又は乳児用ベビーカーの貸し出しを行っていること。
- (7) 受動喫煙防止への取り組みを行っていること。

（全面禁煙を実施／分煙を実施／時間を区切った分煙を実施）

- (8) 託児を行うことができるスペース及び態勢が整備されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は子育てバリアフリー施設として登録することができない。
- (1) 風俗営業等を行う施設
  - (2) 暴力団又は暴力団等の統制下にある法人等が運営する施設
  - (3) その他、市長が子育てバリアフリー施設として登録・周知することがふさわしくないと認める施設

### （登録方法）

第3条 子育てバリアフリー施設の登録を希望する施設の管理者は、西宮市子育てバリアフリー施設（民間）登録申請書（別紙1）を提出するものとする。

- 2 前項の規定による承諾書の提出を受け、これが基準を満たすものと認められたときは、西宮市子育てバリアフリー施設（民間）登録通知書（別紙2）及び子育てバリアフリー施設ロゴマークステッカーを交付するものとする。

(登録の変更等)

第4条 子育てバリアフリー施設の登録を受けた管理者は、登録した内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、西宮市子育てバリアフリー施設(民間)登録内容変更・廃止届(別紙3)を提出するものとする。

2 子育てバリアフリー施設の登録を受けた施設(以下「登録施設」という。)が第2条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は市長が登録施設として適当でないと認めるときは、市長は登録を解除することができる。

(表示・広報等)

第5条 登録施設の管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた子育てバリアフリー施設ロゴマークステッカーを掲示するものとする。

2 登録施設は、企業広告等に登録施設である旨、又は、西宮市子育てバリアフリー施設ロゴマークを無料で表示することができる。ただし、西宮市子育てバリアフリー施設ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は西宮市に帰属するものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、使用対象としないものとする。

- (1) 西宮市の信用又は品位を害するおそれがあると認められるもの。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用するおそれがあると認められるもの。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの。
- (4) 特定の宗教の普及宣伝活動、政治活動又は選挙活動に使用又はそれを助長するおそれがあると認められるもの。

(確認等)

第6条 西宮市は登録施設に対し、必要に応じて本事業の実施状況について確認することができる。